申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども）　② 住所（郵便番号も）　③ 氏名（ふりがな）　④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも）　⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）　※申し込みは1人（1組）1通です

下水道の使用は届け出を

汚水を公共下水道に流す場合は、排水量に応じて下水道使用料を納めていただきます。下水道を使用されている方のうち、「水道料金・下水道使用料納入通知書」の下水道使用料の欄が空欄の方や、「下水道使用料納入通知書」が送付されていない方は、必ずご連絡ください。

問 下水道財務課☎(818)3412

ネットトラブル110番

内 インターネットトラブルについての電話、面談による無料相談会。

電話番号(251)9661（当日のみ）。

日所 10月15日(土)午前10時～午後3時。弁護士会館（中央区北1西10）。

申 面談を希望する場合は、**上欄必要事項**と希望時間を記入し、10月13日(木)までに全国消費生活相談員協会（☎080(2296)5293、FAX(622)2725）へ。

問 消費者センター☎(211)2245

福祉

登録手話通訳者認定試験

依頼に応じて手話通訳活動をする方のための試験です。

日 1次（筆記・実技）＝12月3日(土)午前9時30分～午後4時。2次（面接）＝来年4月。1次試験や手話通訳士試験に合格している方は2次試験のみ。

所 視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19）。

対 来年4月1日(日)時点で20歳以上で、厚生労働省の手話通訳者養成課程修了か同等以上の技能・知識を有する方。

申 10月1日(土)から視聴覚障がい者情報センター、市役所3階障がい福祉課で配布する申込書を、10月14日(金)（必着）まで。

問 聴覚障害者協会☎(633)7575、HP

聴覚に障がいがある方のための消費生活相談

11月1日(火)から、テレビ電話の手話通訳者を介して相談を行うため、手話通訳者の同伴が不要になります。

所 エルプラザ（15ページ）、視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19）。

問 消費者センター☎(728)2111

孤立死を考える講演・シンポジウム

内 孤立死の防止に関する講演、パネルディスカッション。

日所 11月7日(月)午後2時～4時30分。エルプラザ（15ページ）。

定 300人。

申 10月11日(火)からシーズネット☎(717)6001へ。先着

問 孤立死ゼロ推進センター☎(708)8686

在宅福祉サービス協会協力員登録説明会・研修会

内 高齢者への家事援助などを行う協力員登録のための説明会。活動謝礼は1時間700円程度。交通費実費支給。

日定 10月27日(木)午前10時～午後3時。80人。

¥ 600円（来年3月までの分。登録者のみ当日納入）。

申 10月12日(水)から☎。先着

申込先 問 在宅福祉サービス協会（リンケージプラザ内／16ページ）☎(272)4440、HP

市民のための介護保険・ケアマネフォーラム

内 腰塚勇人（こしづかはやと）氏の命の授業。

日 10月15日(土)午前10時30分～正午。

所定 アクセスサッポロ（白石区流通センター4）。300人。

申 当日会場へ直接。先着

問 市社会福祉協議会☎(612)6110

要約筆記奉仕員養成講座

日 12月6日～来年3月13日の火曜午後1時～4時30分。全15回。11月22日(火)午後1時に説明会。

所 身体障害者福祉センター。

対¥ 講座終了後に活動可能な20歳以上の方。手書き＝30人、パソコン＝20人。5千円。

申 往復はがきに**上欄必要事項**を記入し、11月8日(火)（必着）まで。抽選

申込先 問 身体障害者福祉協会（〒063-0802西区二十四軒2の6身体障害者福祉センター内）☎(641)8853

人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会

日所 10月22日(土)＝清田区民センター（清田区清田1の2）、23日(日)＝豊平区民センター（豊平区平岸6の10）。いずれも午後1時30分～4時。

問 身体障害者福祉協会☎(641)8853

母子寡婦福祉センター催し

＜①親子で簡単クッキング＞

内 野菜ソムリエの料理講座。

日 10月23日(日)午後1時～3時。

対¥ 母子家庭の母と小中学生の子15組。1組500円。

10月からの子ども手当

10月期（6～9月分）の支給日は10月13日(木)で、支給月額は対象児童1人当たり13,000円です。

＜支給金額が変わります＞

10月分以降の子ども手当は、**下表**の通り変更されます。引き続き子ども手当を受給するためには、新たに「認定請求書」の提出が必要です。現在、札幌市から子ども手当を受給している方に「認定請求書」を10月下旬に送付しますので、必要事項を記入し必要書類を添付の上、区保健福祉課へ送付してください（公務員を除く）。

■10月分以降の子ども手当

対象		手当額（月額）
①3歳未満		15,000円
②3歳～小学校修了前	第1子と第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
③中学生		10,000円

＜支給要件が変わります＞

子どもについて国内に居住していることが要件となり（留学を除く）、以下に該当する方が新たに支給対象となります。

①児童福祉施設等設置者（入所している子どもがいる場合）
②子どもと同居している者（離婚協議中で両親が別居している場合）
③未成年後見人
④父母指定者（父母等が国外にいる場合）

新たに受給要件を満たす方は、新規に認定請求手続きが必要となりますので、お住まいの区の保健福祉課にご相談ください。

問 市コールセンター☎222-4894、区役所（1ページ）の保健福祉課